



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年4月22日（水） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
県民生活課	交通安全・コミュニティ係	高橋	内線 3014
			直通 058-272-8205
			FAX 058-278-2889

「第12次岐阜県交通安全計画（案）」に対する 県民意見募集（パブリック・コメント）について

岐阜県交通安全対策会議[※]（会長：知事）では、「岐阜県交通安全計画」を策定し、県内の交通安全に関する施策を推進しています。

このたび、令和8年度からの5年間の計画期間とする「第12次岐阜県交通安全計画（案）」を策定しました。

ついては、この計画（案）について、県民の皆様からのご意見を募集します。

※）交通安全対策基本法の規定により、県に設置し、交通安全計画の策定・実施を行うもの。

記

1 意見の募集対象

第12次岐阜県交通安全計画（案）

2 意見の募集期間

令和8年4月23日（木） ～ 5月22日（金）

※郵送の場合は5月22日消印有効、FAX・電子メールの場合は5月22日必着
汎用電子申請基盤（LoGo フォーム）での回答は5月22日23時59分まで

3 計画（案）の閲覧方法

（1）インターネット（岐阜県庁ホームページ）

[岐阜県民意見募集](#)

[web 検索](#)

岐阜県庁ホームページ > 分類でさがす > 県政情報 > 広報・広聴 >
県政へのご意見・ご提案 >
県民意見募集（パブリック・コメント） >
第12次岐阜県交通安全計画（案）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/page/492735.html>

(2) 印刷物

- ・ 県庁（1階情報公開・行政相談窓口前、9階県民生活課）
 - ・ 各県事務所（西濃、揖斐、中濃、可茂、東濃西部、恵那、飛騨の各総合庁舎）
- ※閲覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）

4 意見の提出方法

「意見提出用紙」に、住所、氏名（団体、企業の場合はその名称及び氏名）、連絡先を明記し、郵送、FAX、電子メール、汎用電子申請基盤（LoGo フォーム）のいずれかの方法で、以下へ提出してください。

岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課交通安全・コミュニティ係 行

- ・ 郵 送：〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
- ・ F A X：058-278-2889
- ・ 電子メール：c11261@pref.gifu.lg.jp
- ・ 汎用電子申請基盤（LoGo フォーム）URL：<https://logofom.jp/form/T8mB/1527391>

【留意事項等】

- ・ 件名を『「第12次岐阜県交通安全計画（案）」に対する意見』としてください。（郵送の場合は封筒にご記入ください。）
- ・ 「意見提出用紙」は、岐阜県庁ホームページ、もしくは閲覧場所において入手できます。
- ・ ご意見を提出される場合は、住所、氏名、電話番号、メールアドレスを必ずご記入ください。ご記入がないものについては、本募集の意見として受付できない場合があります。
- ・ 連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のため使用します。
- ・ 電話又は口頭によるご意見の提出はご遠慮ください。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・ ご意見は、日本語で記載してください。
- ・ いただきましたご意見は、住所、氏名、連絡先を除き、公表させていただく場合があります。
- ・ 個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

5 問い合わせ先

岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課交通安全・コミュニティ係

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）

電話番号：058-272-8205（直通）

F A X：058-278-2889